

こども文教委員会 令和4年10月14日
こども家庭部 資料3番
所管 保育サービス課

子育てのための施設等利用給付の遡及認定及び認可外保育施設等
保護者負担軽減補助金の追加支給について

1 概要

子育てのための施設等利用費の給付認定を行った者の一部について、当初の認定を取り消し、当該年度の4月1日に遡及認定の上、認可外保育施設等保護者負担軽減補助金の追加支給を行う。

2 理由

給付認定を行った者の一部について、有効期間の始期を是正する必要があることが判明したため。

3 対象件数

認可外保育施設利用者 29名
幼稚園利用者 約70名（現在精査中）

4 追加支給の時期

令和5年3月までの間で対象者確定後、速やかに行う。